

公益社団法人厚木市シルバー人材センター会員の研修費等に関する要綱

(平成24年4月1日 要綱第13号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人厚木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）正会員の就業に伴う研修費について必要な事項を定めるものとする。

(研修費)

第2条 この要綱について、「研修費」とは正会員がセンターをとおして就業する際に、配分金の支払いを受けない期間を研修期間と見なし、正会員の研修報告書に基づいて1日当たり1,500円をセンターが支払うものをいう。

(研修費支払の原則)

第3条 センターは研修した正会員について、支払いが妥当と認めた場合、日数に応じて支払うものとする。

(研修期間)

第4条 研修期間は最長5日間とし、その日数については、職務の実態に合わせて理事長が別に定める。

(支払日の原則)

第5条 研修費は、毎月末日に締切り、センター配分金規程（平成24年規程第16号）第4条配分金の支払日の原則で定める日と同日に支払うものとする。

(経費)

第6条 研修費の支出のため必要な経費は、予算の範囲内で支払うことができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めのない事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。